

高知大学次世代地域創造センター規則

平成30年9月19日
規則第40号

最終改正 令和4年7月29日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第27条第2項の規定に基づき、高知大学次世代地域創造センター（以下「センター」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、高知に関わるすべての人々が集い、繋がり、協働することを通じて「信頼と絆による地域の未来を創造するプラットフォーム」を構築するとともに、地域と共に高度な地域志向教育研究を実践することを通じて「次世代の地域」の創造に貢献し、地域が多様な価値観や考え方、行動、想いを認め合い、新たな挑戦が続けられる社会を実現することを目的とする。

(分室)

第3条 岡豊キャンパス及び物部キャンパスに、それぞれ岡豊分室及び物部分室を置く。

(組織)

第4条 センターに、運営戦略室、地域サステナビリティ部門、地域イノベーション部門、地域DX共創部門並びに高知市地域、嶺北地域、物部川地域、安芸地域、仁淀川地域、高幡地域及び幡多地域サテライトオフィス（以下「サテライトオフィス」という。）を置く。

2 運営戦略室に関し必要な事項は、別に定める。

3 地域サステナビリティ部門は、専任担当教員、兼務教員又はその他必要な職員で組織する。

4 地域イノベーション部門は、専任担当教員、兼務教員又はその他必要な職員で組織する。

5 地域DX共創部門は、専任担当教員、兼務教員又はその他必要な職員で組織する。

6 サテライトオフィスは、高知大学次世代地域創造センター地域コーディネーター（以下「UBC」という。）で組織する。

7 第1項に規定するもののほか、高知大学の各部局が行う組織的地域志向プロジェクト

についてその構築と効果的な実施を集中的に支援するため、センターに、時限を付した部門を置くことができる。

8 前項の部門に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(業務)

第5条 センターは、役員会の意を受け、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 地域サステナビリティ部門

- ア 地域課題の解決に資する人材育成プログラムの構築と実行に関する事
- イ 自治体研修職員等の受入れを通じた職員研修に関する事
- ウ 公開講座等の実施に関する事
- エ 地域と大学の往還を通じた持続的な地域課題の解決の実現に関する事
- オ 地域運営組織づくり支援に関する事
- カ 地方創生推進士の認定に関する事
- キ まち・ひと・しごと創生高知イノベーションシステム事業に関する事
- ク 地域の国際化の推進に関する事
- ケ その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関する事

(2) 地域イノベーション部門

- ア 地域イノベーションの創出に係る企画立案及び推進に関する事
- イ 地域課題の解決に資する地域連携のモデル化に関する事
- ウ 企業、研究機関等との共同研究及び受託研究の受入れに関する事
- エ 企業、研究機関に対する学術情報の提供に関する事
- オ 学内及び他大学との共同研究及び研究交流に関する事
- カ 企業、研究機関等からの科学・技術相談に関する事
- キ 企業、研究機関等の技術者に対する技術教育及び研修に関する事
- ク 知的財産に係る施策の策定に関する事
- ケ 知的財産に係る教育活動及び啓発活動の企画立案・実施に関する事
- コ 知的財産の発掘、相談、管理、活用及び研究成果の技術移転に関する事
- サ 特許等の出願、権利化、維持に関する事
- シ 知的財産の各種契約に関する事
- ス 知的財産の法務・紛争（訴訟を含む。）に関する事
- セ 四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業に係る申合せ第1に規定す

る「四国産学官連携イノベーション共同推進事業の実施」事業の業務に関するこ
と。

ソ その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(3) 地域DX共創部門

ア 地域のデジタルトランスフォーメーション（地域DX）推進に係る人材育成及び
活動支援に関すること。

イ その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(4) サテライトオフィス

ア 高知県の地域課題の収集及び地域課題の解決等に関すること。

(職員)

第6条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 分室長
- (3) 副センター長
- (4) 専任担当教員
- (5) UBC
- (6) 兼務教員
- (7) その他必要な職員

2 センターの教員人事については、センター長は、欠員補充の可否を学長に協議した上
で、高知大学センター連絡調整会議の議を経て、発議を行うものとする。

(センター長)

第7条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、学長が指名する。
- 3 センター長の任期は、当分の間、学長が定める。

(分室長)

第8条 分室長は、センター長の下に各キャンパスの業務を掌理する。

- 2 分室長は、センター長の推薦により、学長が任命する。

(副センター長)

第9条 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

- 2 副センター長は、センター長が指名する。

(部門長)

第10条 センターの各部門に、部門長を置く。

2 部門長は、センター長の命を受け、当該部門の業務を掌理する。

3 部門長は、部門所属の教員からセンター長が指名する。

(専任担当教員及び兼務教員)

第11条 専任担当教員及び兼務教員は、所属する部門長の職務を助け、センターの業務を処理する。

(U B C)

第12条 U B Cは、サテライトオフィスの業務を処理する。

2 U B Cは、国立大学法人高知大学国際・地域連携推進機構会議の議を経て、学長が指名し任命する。

(自治体研修職員)

第13条 センターに、必要に応じて自治体から受け入れる研修職員（以下「自治体研修職員」という。）を置くことができる。

2 自治体研修職員は、センターの業務を処理する。

3 自治体研修職員の受入れについては、高知大学次世代地域創造センター運営戦略室会議の議を経て、学長が決定する。

4 自治体研修職員は、高知大学次世代地域創造センター運営戦略室会議の議を経て、センター長が推薦し、学長が任命する。

5 自治体研修職員に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(チーム)

第14条 センターに、特定の目的のために編成されたチームを置くことができる。

2 チームに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第15条 センターの事務は、研究国際部地域連携課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

2 高知大学地域連携推進センター規則（平成25年規則第93号）、高知大学地域連携推進センター利用規則（平成25年規則第94号）及び高知大学地域連携推進センター運営戦略室規則（平成25年規則第95号）は、廃止する。

附 則（令和4年3月15日規則第75号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月29日規則第31号）

この規則は、令和4年8月1日から施行する。